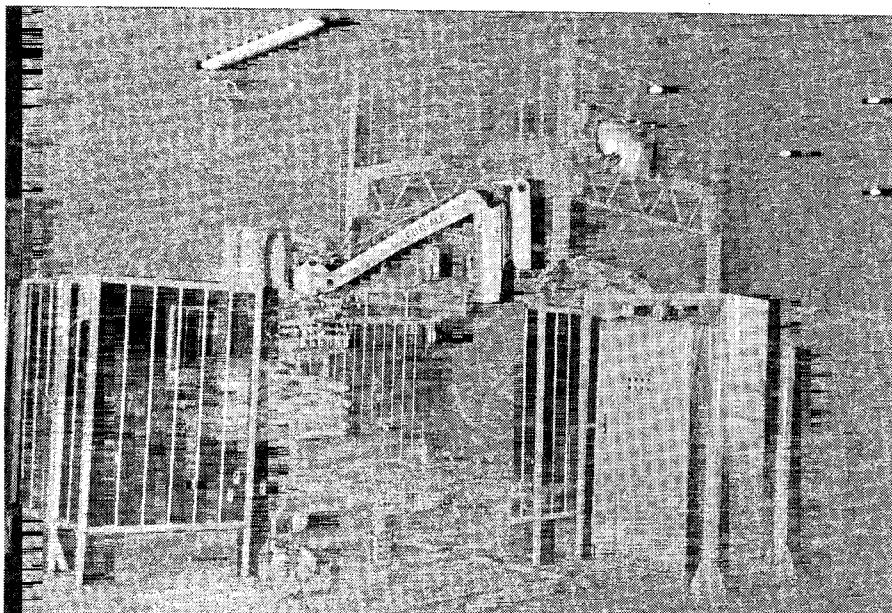


関西労災職業病

関西労働者安全センター

2000.5.10発行〈通巻第294号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



- 改正労働安全衛生法施行 2
- 職場改善事例しようかいその11 6
JAMユアサ労働組合高槻支部
- ダイオキシンのお話その15 9
- 労災保険Q & Aその2 11
- 前線から（ニュース） 15
最近のじん肺管理区分申請から 大阪／ダイオキシン労災に不支
給決定 大阪／JAM堺地協が労使安全学習会 堺

4月の新聞記事から／19
表紙／はい作業ロボット（全港湾大阪支部第一商事分会）

'00 5

改正労働安全衛生法施行

深夜業従事者の自発的健康診断と事後措置 有害化学物質の情報提供義務付け

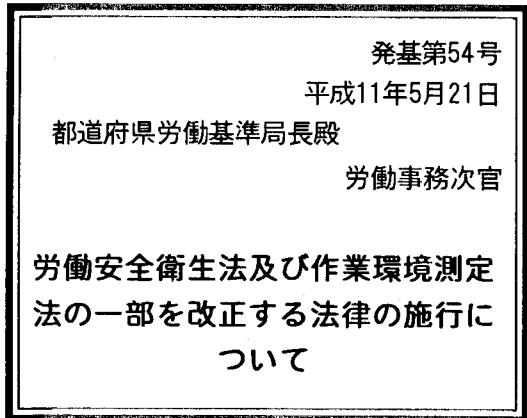
昨年5月21日に公布された、労働安全衛生法の改正法が、一部を除き今年4月1日から施行されている。その主な内容は、①深夜業に従事する労働者が自発的に受けた健康診断の結果に基づき、必要がある場合は作業の転換等の措置を講じることを事業者に義務づける、②有害化学物質等の情報提供を、同物質の譲渡・提供者に義務づける、③検査機関等の合併等の継承規定の整備、④労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの試験を民間機関へ委託、などである。

この改正は、99年1月に中央労働基準審議会が労働大臣あてに行った建議「労働安全衛生対策の見直しについて」であげられた内容を受けたものとなっている。①の深夜業従事者の自発的な健康診断受診の扱いについては、その結果に基づいて2ヶ月以内に事業者が医師等から意見を聴取し、作業転換等の適切な措置を講じなければならぬとした。また、健診の費用について

は、建議で国が費用を助成することとしていたが、現在のところまだそこまでは進んでいない。ただ「自発的健康診断受診支援事業（仮称）」として、労働福祉事業団を窓口にしてスタートすることである。今は、都道府県産業保険推進センターにおいて相談に応じる程度となっている。

労働基準法改正時の国会決議でもあげられた、この新施策がどの程度の実効性を持つものとなるか、十分に注意しなければならないだろう。

また、化学物質の管理については、化学物質等安全データシート（MSDS）をはじめとする情報提供を義務付けることとなっている。同時に化学物質管理に関する指針が出されており、リスクアセスメントの実施などを含むかなり具体的なものとなっているのが注目される。また、環境庁の化学物質管理促進（P R T R）法の化学物質管理指針との関連など今後の運用が課題となっている。



労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律は、第145回国会において本年5月14日に成立し、本日、平成11年法律第45号として公布され、平成12年4月1日（検査業者等の承継規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行されることとなった。

については、下記の事項を了知の上、改正法の施行に遺憾なきを期するよう、命により通達する。

記

第1 改正の経緯及び趣旨

最近における労働者の健康状況については、産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者が約4割を占める状況にあり、労働者の健康に対する不安が高まっている。

特に、深夜業については、公益上・生産技術上の必要性に加え、国民のニーズの多様化や国際化への対応等の観点から広く行われており、人間の有する一日単位のリズムに反して働くというその特性から健康へ

影響を及ぼす可能性があると指摘されていることを踏まえ、深夜業に従事する労働者の健康管理を充実させる必要がある。

また、化学物質による労働災害も依然として多く発生しており、表示、作業環境管理、健康管理等に関する規制の対象となっていない化学物質による労働災害のうち、その化学物質の有害性の情報が伝達されていないことや化学物質管理の方法が確立していないことが主な原因となって発生したものが併せて半数以上を占めており、労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが重要である。

このような状況にかんがみ、労働省としては、本年1月の中央労働基準審議会の建議「労働安全衛生対策の見直しについて」を踏まえ、労働安全衛生対策の充実を図ることとし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案を取りまとめて国会に提出し、その審議を経て、今回の改正が行われたものである。

第2 改正の内容

1 深夜業に従事する労働者の健康管理の充実

(1) 自発的健康診断の結果の提出（労働安全衛生法第66条の2関係）

深夜業については、上記第1のような健康影響を及ぼす可能性があると指摘されていることから、深夜業に従事する労働者の健康管理を充実させる必要がある。

このため、深夜業に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して労働省令で定める要件に該当するもの

は、労働省令で定めるところにより、自発的に受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できることとしたものである。

(2) 健康診断の結果の記録（労働安全衛生法第66条の3関係）

経年的な健康診断結果の把握により労働者の健康管理を適正に行うため、事業者は健康診断の結果を記録しておく必要がある。

このため、従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、事業者は(1)の自発的健康診断の結果についても、労働省令で定めるところにより、記録しておかなければならないこととしたものである。

(3) 自発的健康診断の結果に係る医師等からの意見聴取等（労働安全衛生法第66条の4、第66条の5及び第66条の7関係）

健康診断実施後の就業場所の変更、作業の転換等の措置を的確に実施するためには、医学的知見を踏まえて実施される必要があるとともに、労働者の自主的な健康管理の取組を一層促進していくため、医師等による保健指導を実施する必要がある。

このため、事業者が講ずる健康診断実施後の措置の例示として深夜業の回数の減少を加えるとともに、従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、事業者は、(1)の自発的健康診断の結果についても、次の措置を講ずることとしたものである。

イ 事業者は、自発的健康診断の結果（有所見者に係るものに限る。）に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師の意見を聽かなければならないこと。

ロ 事業者は、イの医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、作業の転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないこと。

いこと。

ハ 事業者は、自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦又は保健士による保健指導を行うよう努めなければならないこと。

2 化学物質等による労働者の健康障害を防止するための措置の充実

(1) 文書の交付等（労働安全衛生法第57条の2関係）

化学物質による労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。このため、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものに係る有害性等の情報提供義務について、次の措置を講ずることとしたものである。

イ 労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの等（以「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合を除き、文書の交付その他労働省令で定める方法により、通知対象物の名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用等の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならないこと。

ロ 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、イにより通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他労働省令で定める方法により、変更後の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならないこと。

なお、イ及びロの通知に關し必要な事項は、労働省令で定めることとしたものである。

(2) 指針の公表等（労働安全衛生法第58条第2項及び第3項関係）

化学物質による労働者の健康障害を防止するためには、労働現場において化学物質を適切に管理することが必要である。

このため、労働大臣は、労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等による労働者の健康障害を防止するため事業者が講すべき措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するとともに、当該指針に従い、事業者に対し、必要な指導等を行うことができることとしたものである。

(3) 法令等の周知（労働安全衛生法第101条第2項関係）

化学物質による労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達することが必要である。

る。

このため、事業者は、上記(1)イ又はロにより通知された事項を、当該事項に係る化学物質等を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならないこととしたものである。

3 検査業者及び作業環境測定機関の相続、合併等の場合の承継（労働安全衛生法第54条の5及び作業環境測定法第34条第1項関係）（省略）

4 労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の民間機関への委託等（労働安全衛生法第83条の2、第83条の3、第85条の2及び第85条の3関係）（省略）

5 その他（省略）

6 施行期日等（省略）

心からだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放！

安全で健康にコンピューターを使いこなすための情報
や工夫・知恵を満載

[著者]酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画]さとうしんまる

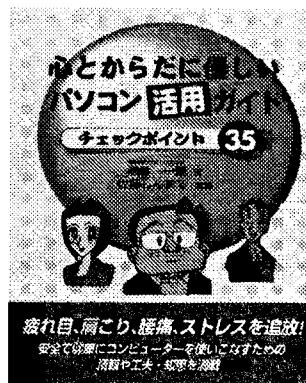
[発行]全国労働安全衛生センター連絡会議

[ご注文・お問い合わせ先:書店でも求めできます]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528



A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価] 1,200円

(送料別)

職場改善事例しようかいその11

JAMユアサ労働組合高槻支部

今回訪問したのは、株式会社ユアサコーポレーション高槻工場です。ここでは、様々なバッテリーとそれに組み合わされる整流器が製造されています。98年の秋に工場敷地内の地下水から環境基準を大きく超える鉛が検出されたニュースはまだ記憶に新しい。現在も浄化作業や環境改善への取り組みが進められ、この秋までに国際標準化機構（ISO）の国際規格ISO14001の取得が予定されるなど、環境問題には非常に力が入れられている。

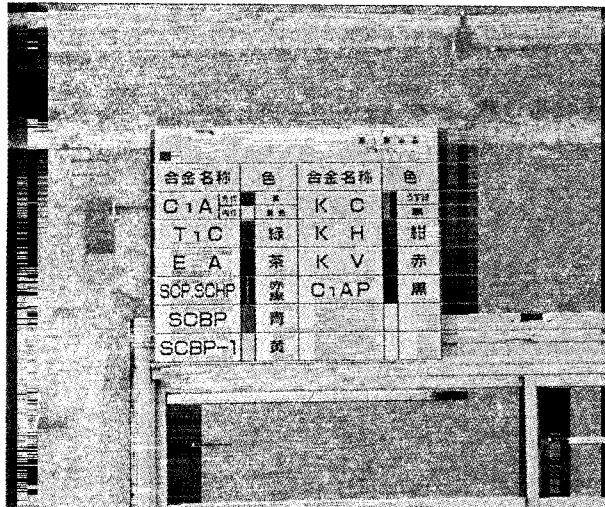
JAMユアサ労働組合高槻支部長の田中充郎氏に広い構内を案内いただいた。

○表示でわかりやすく

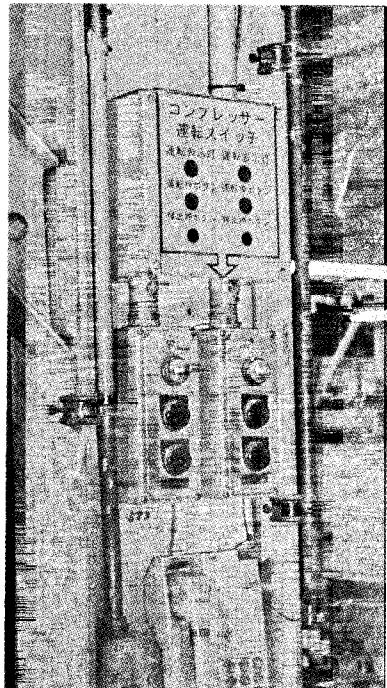
構内で目に付いたのは、あちらこちらに示された表示である。作業エリアをアルファベットで表示したり、設備機械名の表示、作業の注意事項などが掲示されている。資材置き場では鉛合金ごとに色分けで目印をつけており、それを示す表示もあった。これら表示は、スムーズな作業、作業の正確さのための基本であろう。（写真1～3）



（写真1 10号充填機の表示）



(写真2 鉛合金の色分け表示版)

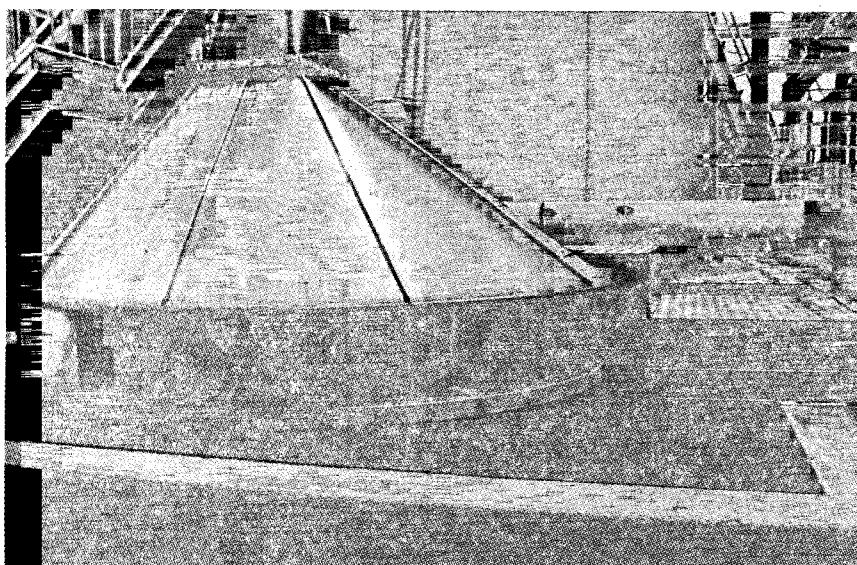


(写真3 コンプレッサーの運転スイッチの表示)

○換気・排水対策

やはり鉛や有機化合物を取り扱う工場ということで、局所排気装置などの設置がきちんとされている。

鉛の粉などを洗い流した水は作業場の床下の水槽に流れ落ち、最終的には工場内で浄化され、再度利用される。

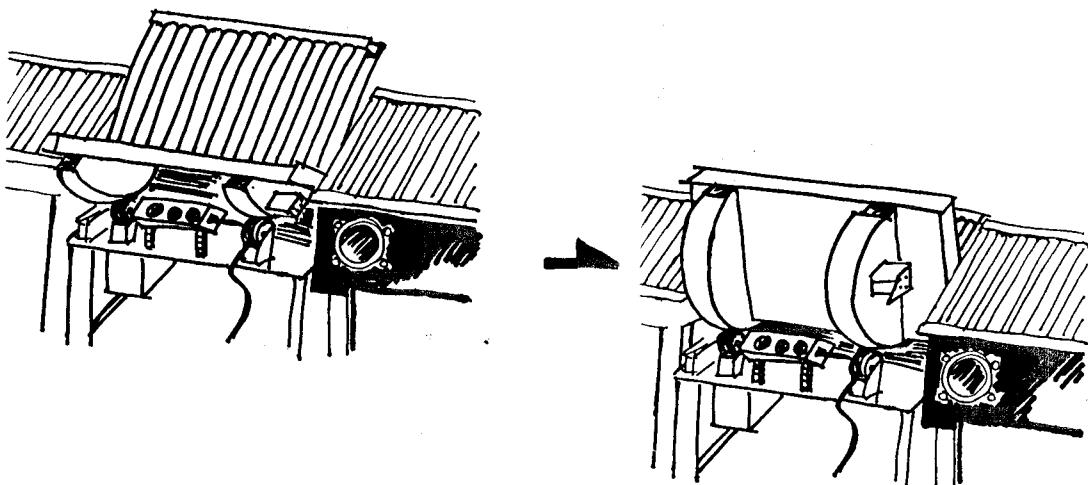


(写真4 廃水の浄化設備)

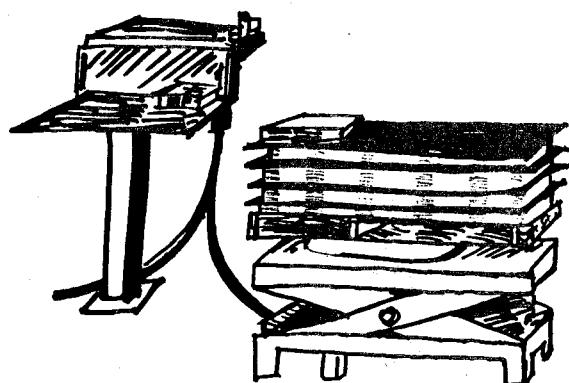
○作業者の負担軽減

電池の製造作業で、極群を入れた重い電池を横にするのは、作業者の腕にも負担がかかり効率も悪かったが、ライン上に反転機を設置した。

スイッチ一つで電池を横にでき、作業が楽になったと同時に効率も上がった。この改善は社内で3級の評価を受け、掲示板に改善事例として掲示してあった。（反転機は下図参照）



作業机の横にはスイッチで高さを自在に調整できる台が。加工品を積んだ高さが変わっても、台が上下するので一定の高さを保つことができる。また上部が回転する。中腰になるなど腰に負担がかかる姿勢をとる必要がなくもちろん効率も良い。(右図)



ダイオキシンのお話

中地重晴（環境監視研究所）

この月

ダイオキシン汚染土壌の 処理方法について

昨年末から豊能郡美化センターのダイオキシン汚染土壌と高濃度汚染物を分解処理する計画が発表されました。大阪府豊能郡能勢町にある豊能郡美化センターは88年4月に運転を開始し、97年6月に排ガス中のダイオキシン類濃度が緊急停止基準の80ng-TEQ/m³を超えていたことが判明し、休止しました。その後、焼却炉の技術的な欠陥が判明し、高濃度のダイオキシン類汚染を引き起こしていることが大阪府や厚生省の調査で明らかになりました。周辺土壌で最高8800pg-TEQ/g、焼却炉に残された飛灰からは最高130μg-TEQ/gという高濃度のダイオキシンが検出されました。土壌の環境基準である1000pg-TEQ/gを超える土壌は回収され能勢高校の農場の隣接地にまとめられています。雨で流出しないように土手を作り、飛散しないように遮水シートをかぶせただけの簡単な仮置きをしています。総量で約6000トンあるそうです。

また、昨年秋から焼却炉の施設内に残された飛灰や埃、冷却水などの高濃度ダイオ

キシン汚染物の撤去作業が行われ、作業で使用した使い捨ての作業服や手袋などを含め、ドラム缶約4000本の高濃度汚染物が排出されました。

本来ならこれらの廃棄物処理は、排出者責任で豊能郡美化センターが処理しなければなりません。ところが、新しい施設の建設もあり、財政的にも苦しいため、環境庁と厚生省が助け舟を出そうとしています。ダイオキシン汚染土壌は環境庁が、高濃度汚染物に関しては厚生省がそれを受け持ち、実証実験と称して、処理を進めることになりました。汚染土壌は保管場所の隣接地で、高濃度汚染物は豊能町で処理施設を設置することになり、安全性が確保されていないことを理由に周辺住民から反対の声があがっています。

今回提案されているダイオキシン分解方法として、昨年企業から工法の提案を募集、検討した結果、汚染土壌については二工法（溶融固化法とアルカリ触媒化学分解法）、高濃度汚染物については一工法（溶融固化法）に絞り込まれました。どんな方法か簡単に紹介すると、溶融固化法（ジオメルト法）とは、「地中に設置した容器内

に汚染土壌を入れて電極を設置し、高圧で通電し、発生した高熱（1600～2000°C）により土壌を溶融し、土壌中のダイオキシン類等の有機化合物を熱分解して二酸化炭素等の安全な物質にする。土壌中の水分の蒸発や有機物の熱分解により生じた二酸化炭素等のガスは、溶融される土壌の上部に設置した覆いにより捕集され、再加熱器に送られて850°C以上の温度で分解処理される。」と原理を説明されています。高濃度汚染物の分解法も同形式の溶融固化法です。

アルカリ触媒化学分解法（BCD法）は、「汚染土壌に安全なアルカリ性試薬（重曹（NaHCO₃）：食品添加物として、パンやビスケット等の製造にも使用される。）を添加・混合し、反応器中で350～400°Cに過熱することにより、土壌中ダイオキシン類の塩素を除去して無害化する。また同時に、脱塩素化されなかつ、ごく微量のダイオキシン類も土壌から蒸発し、ガスとして捕集する。土壌から分離したダイオキシン類は、冷却によりガスを液化して回収する。回収した極微量のダイオキシン類はアルカリ性試薬を添加し、300°C以上の条件で無害化する。」と原理を説明されています。

どちらの方法も企業や環境庁、厚生省の説明どおりにうまく処理できるとはいえない。国内ではどちらも一日10トン規模で処理した実績がなく、ぶつけ本番的な実証実験の感じがするからです。

ジオメルト法は土壌1トン程度の施設しかなく、高温で溶融した際に断熱が不十分

分であれば、周辺土壌に悪影響を及ぼしたり、排出されたガスを逃がさずに捕集できるのか、ガラス状の残渣をどのように処理するのかなど問題点があげられます。

特に高濃度汚染物の場合、液体や飛灰の場合、ケイ素が少ないといくら高温で溶融してもガラス状に固化しない可能性があります。そういう場合には砂をあらかじめ混ぜ、ケイ素含有量を調節しなければいけません。こうした適切な操業管理ができる実験がどこまで細かく行われているのかは不明です。

また、BCD法は30kg/日という小規模の実験設備しか開発されておらず、10トン自までスケールアップするのに大きな差がありますほんとうに実現可能なのか疑問です。さらに、300°C程度の加熱ではダイオキシンの骨格構造のベンゼン核まで分解されるとは考えられず、どんな有機化合物が残るのか、脱塩素後の土壌をどのように処理するのか明確な回答はありません。

どちらの方法もまだまだ実験室規模の開発段階でありながら、住民に対し安全性を示すデータを示すことなく、能勢町現地で実証試験を繰り返しながらスケールアップしていく計画は冒険といわざるを得ません。また、本年2月に国内最高レベルのダイオキシン土壌汚染が判明した和歌山県橋本市でもダイオキシン汚染土壌の処理が検討されており、今後さらに経過に注目する必要があります。

(つづく)

労災保険 Q君 & A 氏



その2：第三者行為災害は届出を 調整されない特別支給金

Q君：前回に労災保険が適用されると教えてもらったので、マスターに相談し、さっそく労働基準監督署へ行ってきました。おっしゃるとおり、労災保険の請求ができるということなので用紙をもらつてきました。けれども、ずいぶんとたくさん書類を書かないといけないんですね。

A氏：あなたの場合、喫茶店のウェイターのアルバイトで出前途中によその車にあてられたという事故で入院、療養ということだから、事業主でもない本人でもない第三者の行為による災害ということになるね。だから労災保険では、こういうのを「第三者行為災害」とよんでいるんです。労働基準監督署に出す書類は、3枚綴りになっている「第三者行為災害届」と「交通事故証明書」、それに労働基準監督署あての「念書」の3種類が必要。「交通事故証明書」というのは、警察へ事故の届出をしていると、自動車安全運転センターから発行が受けら

れるものです。警察へ届けていないというときは、監督署長あての「交通事故発生届」で足ります。

Q君：第三者行為災害届というのは、ずいぶんと書くところがありますね。なんでこんなにたくさん書かないといけないんですかね。

A氏：第三者行為災害とわざわざいうのは被災労働者や、死亡災害のときはその遺族が、労災保険の給付を受ける権利を持つとともに、加害者である第三者に対しても損害賠償を請求する権利を持っているという特別な事情があるからなんですよ。たとえば相手方から休業損害の賠償を受け、同じ休業期間の労災保険休業補償を受けるなんてことになると、被災労働者は二重に補償を受けることになってしまいます。

Q君：・・・。前回の説明を聞いて、ひとつとして僕は両方の補償をもらえるのかとひそかに思っていたんだけど。甘かっただけか。

A氏：残念でした。そんなことになると不公平になってしまふので、そのところはしっかりと調整しなければということになるんです。もちろん損害賠償と労災保険、どちらも被災労働者の権利ですから、請求することが出来ますが、必ず支払いで調整をされるということです。のために、事故の過失割合に関する情報や、相手との示談交渉に関する情報を報告する「第三者行為災害届」があるわけです。「念書」というのは、その用紙を見ればよくわかります。（P11念書参照）

要するに労働基準監督署が被災労働者に労災保険の休業補償を支払ったとしたら、その分については、被災労働者に替わって加害者に請求する権利を持つということをはっきりさせるための書類なんです。

Q君：なるほどね。でも、先に相手から補償をもらっている場合はどうなるんですかね。たとえば僕なんて、2ヶ月間入院していた間の休業損害は、相手の保険会社からもらっているんですよ。

A氏：あなたが労働基準監督署にその期間を含めて休業補償を請求すると、すでに相手からもらった分を差し引いて、支払うということになるね。休業期間全部について、損害賠償として100%受けていたら、労災保険の方は0円ということ。

Q君：え～！。でもまあ、あたりまえか。

A氏：ただ、ここで注意しておかなければならぬことが一つあるんですよ。特別

支給金という制度のこと。

Q君：トクベツシキュウキン？。なんですかそれは。

A氏：労災保険本体の補償給付とは違つて、労働福祉事業という政府の別の財布で、被災労働者などの申請に基づいて支払うお金のこと。

たとえば、労災保険で休業補償給付は、給付基礎日額といって事故の発生前の給料締切日から3ヶ月間の平均賃金を暦日数で割ったものを基準に、その6割が支給額となるけれど、普通そこに2割の割増があって8割となるでしょう。その割増分が実は「休業特別支給金」ということなわけ。

Q君：ちょっとまって。労災保険の休業補償はもともと6割だったんですか。てっきり全部もらえるものと・・・。

A氏：6割というのは、労働基準法で決められた最低限の労働条件として、災害補償の中で決められているんだよ。君、法学部じゃなかったっけ。ま、いいか、それを労災保険で補償給付として支給しているんです。

そして割増分の2割は労働福祉事業の特別支給金と言うもので、これは補償じゃない。補償じゃないから、損害賠償で当てはまるところがないというわけで、今いった調整の対象にはならないんですよ。

Q君：じゃ、なんですか。よくわからんお金を政府は払ってくれると。

A氏：いや、労働福祉事業というのは、労災保険法第1条に書いてある目的の中

念 告

平成 年 月 日 において の不法行為により
の被った災害に關し、労働者災害補償保険法による給付を受けた場合は私が加害者に対して有する損害賠償請求権を同法第12条の4の規定によって政府が給付の価額の限度において取得行使し、かつ賠償金を受領することに異議のないことをここに書面をもって申し立てます。

なお、あわせて下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 加害者と示談を行おうとする場合は必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
2. 加害者側に白紙委任状を渡さないこと。
3. 加害者側から金品を受けたときは受領の年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ退滞なく貴職に届け出ること。

平成 年 月 日
住 所 _____
氏 名 _____
④

労働基準監督署長 殿

で、「社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護」にあたるもので、補償とはもともと趣旨が違うということなんですよ。だから、君が労働基準監督署からもらってきた用紙にも、休業補償給付の「請求書」と特別支給金の「申請書」がセットで1枚になっているでしょ。

Q君：あつ。ほんとだ。なんかだまされてるような。

A氏：同じように「障害特別支給金」、「障害特別一時金」、「障害特別年金」、「遺族特別支給金」……。

Q君：つまり、こういう労働福祉事業で支払われるものは、補償給付じゃないから、特別だということですね。

A氏：うん。労働基準法に定められた労働者の権利としての補償ではないから、あくまで申請して支給されるもので、支給されなかつたときや支給内容がおかしいと思っても、審査請求や再審査請求が出来ないことになっている。もっとも、公

務員の場合はこの福祉事業にあたる部分でも審査請求が出来ることになっているんだけどね。

Q君：ともかく、そうすると僕は2ヶ月の入院期間を含めて、休業期間について、やっぱり労働基準監督署に請求することが出来るというわけですね。

A氏：さすがにQ君。回転が速い。ときどきおられるんですよ。相手に完全に責任があり、損害賠償を受け続けて長期に療養するような被災労働者が、労働基準監督署に対しての手続きを怠り、気付いたときには時効になっているというような例が。

だからQ君は、治療費の扱いはともかく、休業期間について、特別支給金は当然に請求出来るということ。

Q君：「請求」じゃなくて「申請」ですよ。

A氏：……。

〈参考法令〉

労働者災害補償保険法

第12条の4〔第三者の行為による事故〕

政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、保険給付を受けるべきものが当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができる。

第23条〔労働福祉事業の種類〕

政府は、この保険の適用事業に係る労働者及

びその遺族の福祉の増進を図るために、労働福祉事業として次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三、四（略）

2項、3項（略）

前線から

最近のじん肺管理区分申請から

大阪

じん肺は最大の職業病とされ、法定のじん肺検診実績だけをみても、労働省統計で1997年度検診実施事業場数77503、受診労働者数1585063名、このうち有所見者は5.3%で、実に84125名にのぼっている。

また、じん肺症及び合併症の発生件数（労働省業務上疾病調）は、同じく1997年度は1415件に達する。

安全センターで支援するじん肺被災者も途切れることがない状況が続いている。以下が最近の相談事例である。

奈良県在住の男性。1961年頃から1965年頃までトンネル工事に従事した経歴があり、その後は粉じん作業に従事していなかった。最終粉じん職歴は、近鉄奈良線新生駒トンネル工事（元請は鹿島建設）だったた

め、当時の同僚の紹介で安全センターがかかることになった。昨年、じん肺症、続発性気管支炎の診断を受けて、奈良労基局にじん肺管理区分申請を行い、管理3のイ、続発性気管支炎、要療養とされ、現在、奈良労基署に労災請求中だ。

兵庫県在住の男性。1945年から40年以上、溶鉱炉、電気炉、ガラス釜などの各種炉の耐火煉瓦をもちいた築炉作業に従事し、在職中からじん肺を発症、管理区分決定を受けており、1986年頃からは肺に大陰影がみられるほどになっていた。築炉作業を離れ非粉じん作業についていたが、症状が悪化したため、新たに検診を受け兵庫局に管理区分申請を行い、管理3の口、続発性気管支炎、要療養と判

断された。西宮労基署に労災請求中。

大阪府在住の男性。30年以上建設・解体現場でハツリ作業に従事してきたが、これまでじん肺検診を受けたことがなかった。ところが、今年になって結核にかかり入院、大阪局に管理区分申請を行い、管理2、肺結核、要療養とされた。労災請求のため、最終粉じん職場のゼネコンに事業主証明を要請中だ。

大阪府在住の男性。約30年ハツリ作業に従事し、1年くらい前から胸痛を自覚、咳などなどの症状が続くので受診し、大阪局に申請した。管理3の口、続発性気管支炎、要療養とされ、先日、西野田労基署に労災請求した。

いずれも、典型的な硅肺職種での被災した人たちだ。予防対策、患者対策をもっと充実するべきであることをこうした実態が示している。



ダイオキシン労災に 不支給決定

大阪

3月14日付けで淀川労働基準監督署は、豊能郡美化センターで働いていた2名の労働者の労災申請に対し、不支給決定を行った。

労働省（労働基準局長）は、メンバーは明らかにしていないが、「ダイオキシン類による健康障害に係る専門検討会」なるものを設置して、お二方の請求について、文献調査、および、畠中さんについては皮膚科診察、竹岡さんについては遺伝子診断・病理学的診断等を実施、各々16頁、32頁におよぶ報告書（3月1日付け）をまとめさせ、請求人にも渡している。きわめて異例のことと言ってよい。そのうえで不支給決定の理由について、次のように言っている。

●畠中さん

（1）請求人は、ゴミ焼却施設において焼却灰の固化作業等に従事していたこと、従事した業務にはダイ

オキシン類に汚染された焼却灰等に接触する作業があったこと、請求人の血中TCDD濃度は9.2pg/g脂肪と、施設周辺住民の平均値4.1pg/g脂肪と比べ高濃度であったこと等から、ゴミ焼却施設における業務により、ダイオキシン類などに曝露したことが認められる。

（2）ダイオキシン類による皮膚への影響としては塩素挫瘡が挙げられるが、ダイオキシン類と塩素挫瘡に関する医学文献についてMedline等により収集し、そのうち血中ダイオキシン類濃度が測定されている9つの疫学調査結果を検討したところ、これまで塩素挫瘡を発症したとされる患者の血中TCDD濃度は、210～56,000pg/g脂肪であり、請求人の推定最高血中TCDD濃度(9.7pg/g脂肪)の22～5,773倍となる。

したがって、請求人の血

中TCDD濃度からみて、ダイオキシン類により塩素挫瘡が発症したとは考えにくく、業務上の事由により発病を起こすに足る有害因子に曝露されたとは認められない。

（3）塩素挫瘡について造詣の深い専門医による診察の結果、請求人の皮膚所見は、「皮膚の老化がはっきりと観察されること、炎症所見が皆無であることから、塩素挫瘡ではなく、請求人が顕著な症状のひとつとして指摘する両下腿の色素沈着斑は、温熱器具からの温熱刺激による温熱性紅斑後の色素沈着と考えられる」と判断された。

●竹岡さん

（1）請求人は、ゴミ焼却施設においてクレーン操作作業等に従事していたこと、従事した業務にはダイオキシン類に汚染された焼却灰等に接触する作業があったこと、請求人の血中TCDD濃度は8.1pg/g脂肪と、施設周辺住民の平均値4.1pg/g脂肪と比べ高濃度であったこと等から、焼却施設における業務によりダイオキシン類などに曝露し

たことが認められる。

(2)

①ダイオキシン類とヒトのがんについて記載のある医学文献についてMedline等により収集した。その結果、得られた28の調査を検討したところ、18調査では「全がん」の有意の標準化死亡比(SMR)の増加を認めていない。有意の増加を認めた残りの10の調査でも、ダイオキシン類の曝露により「全がん」のSMRが増加したのは、調査対象のうち、極めて高濃度の曝露群(一般住民の100ないし

1,000倍以上の曝露)で、しかも曝露開始後長期間(10年以上、特に20年以上)経過後であった。

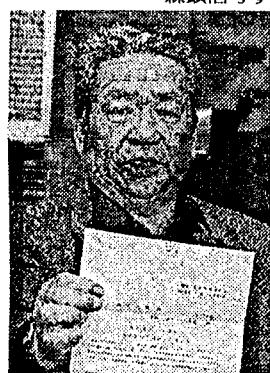
②同様に、28調査中大腸がんについて記載のある17調査では、ダイオキシン類の曝露により大腸がんの有意な増加を示したとする報告は存在せず、ダイオキシン類の曝露により大腸がんが発症するとはいえない。

③さらに、28調査中直腸がんについて記載のある14調査においては、直腸がんが有意に増加したとするものはわずか2調査である。

しかも、その2調査においても、ひとつの調査(Bertazziら、1997)は、中等度曝露群に直腸がんの有意な増加があるものの、高度曝露群では直腸がんは発症していない等、量一反応関係に問題があり、また、この調査では、「全がん」についても有意な増加は認められていない。直腸がんが有意に増加したと報告した他のひとつの調査(Flesch-Janysら、1998)も、曝露労働者の離職時の平均血中TOD濃度は340pg/g脂肪と請求人の推定最高

労災保険不給付決定通知書
を示す畠中克男さん

—森順治写す



畠中さんは15日夕、支援弁護団らと大阪市内で会見。「申請から1年たつて送られてきたのは、一枚の紙切れ。怒りがこみ上げてくる。だれを信じたらいいのか。これは自分一人の不運転の決意を述べた」と

1枚の紙切れに怒り

畠中さん、悔しさにじませ

畠中さんは15日夕、支援弁護団らと大阪市内で会見。「申請から1年たつて送られてきたのは、一枚の紙切れ。怒りがこみ上げてくる。だれを信じたらいいのか。これは自分一人の

不運転の決意を述べた」と、悔しさをじませながらも文援者とともに、ついを続ける決意を新たにした。

畠中さんは15日夕、支援弁護団の池田直樹弁護士

ダイオキシン労災不認定

問題ではない。

全国27万人

のごみ焼却場労働者のため

にも謝り抜く」と語った。

がんで副腫中の竹岡さん

は、会見に出席した八木修

・能効町議にコメントを託

した。保険給付不支給決定

通知を受け取り、「怒りが込

み上げた」と頑念の思いを

もらしながらも「がんとも

ダイオキシンとも命ある限

り謝る」とぎりぎり言い切

ったという。

弁護団の池田直樹弁護士

は「土壤に吸収されたダイ

オキシンは33億円かけてき

れいにしているのに、労働

者に対しては年1回の血

液検査が行われるだけ」と

行政側の「入命規制」の姿

勢を厳しく批判。斎藤浩

長も「ダイオキシンをめぐ

る闘いは今回が日本で初め

ての闘いだ。民事訴訟

家賠償請求訴訟と合わせ

て、今回の決定を取り消さ

せるまで徹底して闘う」と

血中TCDD濃度11.4pg/g脂肪と比べ著しく高い。

④TCDD以外のダイオキシン類については、IARC（国際がん研究機関）においても「発がん性は分類不能」（グループ3）としている。

したがって、現在の医学的知見によれば、ダイオキ

シン類と大腸がん、直腸がんとの因果関係は認められない。

(3) 大腸がん、直腸がんについて造詣の深い専門医がカルテ、手術標本等により判断したところ、請求人の直腸がん（第2がん）は大腸がん（第1がん）からの転移の可能性が強いとの

結論が得られた。直腸がんが大腸がんの転移であった場合、前記(2)②により、請求人の業務と直腸がんの発症との関連性はより希薄となる。

あふたりはこれを不服として、審査請求を行っている。

JAM堺地域協が労使安全学習会 安全パトロール用のヘルメットも新調

堺

JAM堺地域協議会は、5月10日に第1回目の労使安全学習会を開催した。地域協では当初、40名程度の参加を見込んだ企画とていたが、参加希望が多く、60名の労使安全担当者の参加となった。

学習会では、まず山本学議長が挨拶のなかで開催に至った経過を説明、年を通しての安全パトロールの実施など取り組みの意義を強調した。つぎに北村安全対策部長が、金属機械労組が

続けてきた安全パトロール活動の経過を報告、他職場の改善事例を学ぶなどその効果を具体的に説明した。また、新組織でのパトロールを開始するにあたって、新調された「JAM」のゴママーク入りのヘルメットが紹介され、好評を博した。

メインの講演は、近畿大学医学部の伊木雅之教授が「安全活動の進め方」と題して行った。伊木氏は、職場健康診断が労働者の健康

保持にもたらしている効果が、思われているほどではないことを示し、産業保健や安全活動を進めることの重要さを指摘した。そして国際規格化が進む労働安全衛生マネジメントシステムと、自主対応＝参加型の安全衛生活動の方法と効果を、デンマークの職場での安全衛生活動の実例の紹介もまじえて解説した。

同地域協の安全パトロールは、労組による地域での取り組みとして当該労使から期待されるにとどまらず、今後他の労働組合などの活動にとっても注目されることが予想される。その意味でもこの取り組みを大事にしたいものである。

4月の新聞記事から

4/3 核燃料サイクル開発機構は、福井県敦賀市の新型転換炉「ふげん」で「差動トランス」に異常が発生し、手動で原子炉を停止した。

4/5 小渕首相が意識不明で入院したこと、自民党総裁の森喜郎氏が首相指名選挙で、選出された。小渕内閣は総辞職、夜には森内閣が発足した。

4/6 茨城県東海村のJOC臨海事故で放射線を大量被ばくした社員の篠原理人さんは、3月初めにメチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染から肺炎を起こすなどして容体が悪化していたが、その後の治療で肺炎はほぼ治まり、慢性の感染症は残っているが小康状態。

4/7 午前10時ごろ、福井県美浜町の関西電力美浜原発2号機の原子炉格納容器内で、1次冷却水が漏れているのが見つかった。外部への放射能の影響はないという。

4/13 茨木県警捜査本部は昨年9月30日の核燃料加工会社JCOで起きた臨海事故で、原子炉等規制法違反容疑でJOC社と社長の刑事責任を問う方針を固めた。

4/17 午前6時半ごろ、神戸市西区の第二神明道路下り線で愛知県東海市の運送業「東海物流」の大型トレーラーが車線変更の際に荷台部分が横転。積荷の金属くず14トンが散乱した。

4/20 午後2時5分ごろ、大阪市旭区の市道交差点で旭郵便局職員運転のオートバイと門真市の丸善大阪運輸のトラックが出会い頭に衝突、郵便局員は全身を強く打って死亡した。

4/21 課外授業のボール競技の審判をしている最中に脳内出血で倒れ、12日後に死亡した小学校教員の妻が、公務災害の認定を求めていた上告審で、最高裁第2小法廷は「試合の審判が脳内出血の拡大に影響を及ぼしたとは認められない」として請求を棄却した名古屋高裁判決を支持、遺族の上告を棄却した。

4/26 午後1時50分ごろ、西淀川区で和泉市の運送会社「泉州ドレージ輸送」のトレーラーが、「藤井建材店」に突っ込みトレーラーの運転手が車内に閉じ込められ、1時間後に救出されたが全身を強く打っており病院に運ばれた。

ロシアのショイグ副首相兼非常事態相は、ウクライナ・チェルノブイリ原子力発電所事故から14年目の追悼式典で、処理にあたった作業員86万人のうち5万5000人以上がこれまでに死亡したことを明らかにした。大半は作業時に浴びた放射線障害が原因と見られる。同国内の被爆者総数約342万7000人のうち病気にかかっている人の86.9%が作業員。

新型転換炉「ふげん」で3日に起こった「差動トランス」の異常で原子炉を手動停止したトラブルで、核燃料サイクル開発機構はトランス内の集積回路の端子が接触不良を起こしたのが原因と発表した。集積回路を交換し27日より起動させる。

大阪市交通局は、保守担当職員が宿直中に飲酒していた問題で、飲酒していたのは、324人監督責任者などを入れ370人を処分すると発表した。

4/27 茨木県東海村の「JOC」臨海事故で大量の放射線を浴びた同社社員の篠原理人さんが、午前7時25分急性放射線障害による多臓器不全のため東大付属病院で死亡した。事故から211日目。

4/28 和歌山市湊の住友金属工業和歌山製鉄所で、フィリピンから輸入されたステンレス廃材入りのコンテナから放射線が漏れ出しているのがわかった。1時間当たりマイクロシーボルトのガンマ線と6マイクロシーボルトの中性子線が検出された。

4/29 午前0時30分ごろ、静岡県清水市の食油メーカー「ホーネンコーポレーション」第1抽出工場の大豆油抽出機周辺で爆発があり、同社社員2人と下請けの機械修理業者1人が、顔などにやけどを負った。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super Relief (スーパー・リリーフ) NEW! Super Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパー・リリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief 兼用	Super Relief - (ツートン)	グレー・ブルー 骨盤回り	ウェスト 64-72	65-85	70-88	85-100 85-102	100-110 100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。

■パンフレットあります。 関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259